

令和3年3月18日

緊急事態宣言解除を踏まえた Go To 商店街事業の取扱いについて

緊急事態宣言中、Go To 商店街事業については、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止していたところです。

本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年3月21日付で宣言を解除する旨発表されましたが、緊急事態宣言解除後の対策について、段階的に緩和していく旨のメッセージが発出されたことを踏まえ、本措置を継続することとします。

また、現在審査停止中の案件については、その審査を引き続き停止することとします。

今後の取扱いについては、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

Go To 商店街 事務局

電話：03-5544-7612

お問い合わせ時間 10：00～18：00 土日祝日を除く